

福祉サービス第三者評価
評価結果報告書
令和5年度

株式会社 フォー・ワン
大和市認可小規模保育施設
ハミングきっず

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- II-1 管理者の責任とリーダーシップ
- II-2 福祉人材の確保・育成
- II-3 運営の透明性の確保
- II-4 地域との交流、地域貢献

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- III-1 利用者本位の福祉サービス
- III-2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

福祉サービス第三者評価結果の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	ハミングきっず
種別:	地域型保育事業
事業所代表者氏名:	大塚 由美子
定員(利用人数):	定員:18名(利用人数:18名)
所在地:	〒242-0015 大和市下和田763-4
TEL/FAX:	TEL:046-269-7423 FAX:046-269-7424
ホームページ:	HomePage:http://www.for-one.co.jp/index.html
開設年月日:	2015年4月1日
経営法人・設置主体:	株式会社 フォー・ワン

職員数	常勤/非常勤	常勤:6名	非常勤:14名
	専門職員(名称)	園長:1名 保育士:10名 管理栄養士:1名 調理員:5名 子育て支援員:1名 事務:2名	

施設状況

保育室:2	トイレ:2
調理室:1	事務室:1
園庭:なし	

③理念・基本方針

保育理念
 家庭的な雰囲気の中子ども一人ひとりを大切にし保護者が安心して預けられる保育園であることを目指す

保育方針
 豊かな心と丈夫な身体を育てる
 「異年齢児混合保育」「世代間交流」「地域交流」「園外散歩」を行う

保育目標
 よく遊び よく食べ よく寝る子
 生まれて初めての集団生活で家庭以外の環境で過ごす長い時間を安心できる場所でなければならないことを第一に考え、遊びの中での様々な経験によって感じる力、考える力が育ち、温かく美味しい食事と十分な休息によって健やかに育つ生活リズムが身に付くことを目標に掲げ日々の保育を実践しています。
 子どもの人間形成の大事な時期に心と身体に十分な栄養を与えられる保育士であること、保育園であることの実現のため日々保育内容の充実を図っています。

④施設・事業所の特徴的な取組

園から少し歩くと東西に二つの川があり四季折々の自然を感じることができます。境川近くの広場は広々とした解放感があり一年を通して草花や木の実、虫に触れることができます。天気の良い日は公園、神社、電車や新幹線、消防車を見に行ったりと子どもたちの興味や目的を持って出かけています。自由に散策できる田畑では、おたまじゃくし、ザリガニ、どじょうなどを見たり触ったりを経験しながら沢山歩けるようになっていきます。四季の移り変わりを感じながら子どもたちと感動を共有し、見る・聞く・感触を味わう情緒豊かな経験を散歩を通して日々行っています。

小さいながらも園庭では、ビオトープをつくり、メダカやカニ、エビなど子どもたちや保護者がいつでも見たり触れたりすることができるようになって喜ばれています。小さな畑もありプランターと合わせて野菜を栽培し、みんなで水やりや収穫を楽しんでいます。

開園から作られている人気の献立を中心に新しい物を加え毎日違う献立を自園で作成し、子どもたちに喜ばれる給食を温かい状態で提供しています。調理室は保育室から見えるところにあり調理の様子がわかります。食事を楽しみにすることは食育の基本と考えています。

ホームページでは微笑ましい園生活の様子や地域の親子が参加できる行事へのお誘い、育児相談など地域に親しまれるよう開かれた活動を行っています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

契約日:令和5年11月17日

訪問調査日:令和6年1月12日

評価結果確定日:令和6年2月28日

受審回数(前回の時期)

1回(前回:2018年度)

⑥総評

◇特長や今後期待される点1)積極的な戸外活動が地域との交流や社会参加につながっています

近隣の環境を生かし、天気の良い日は積極的に戸外へ出かけ、自然が残る場所へ散歩に行き、季節を感じたり、生き物を見つけるなど、探索活動を行っています。園の外には小さなジオトープを作り、子どもたちは生命の不思議や生命の大切さにも触れています。子どもたちが元気に歩いたり、活動したりする活発な姿は地域の人たちの目にも留まっており、温かく受入れてもらっています。厚意で畑を貸してもらい、サツマイモを育て、収穫体験をさせてもらいました。サッカーグラウンドで遊ばせてもらうこともあります。戸外に出ることで地域の人と接し、社会体験できる機会を得ています。

2)子どもたちは地域と触れ合い交流しています

園は2歳児クラスまでの低年齢の子どもが在籍している小規模園ですが、消防車の乗車体験、コミュニティセンターでの地域のボランティア楽団の演奏会（園主催）、スタンプラリー中継点の協力、園前のスペースで実施したゆず足湯に地域の人が参加しています。コロナ禍の影響もありますが、提携園との交流や地域に向けた保育交流を続けています。それらを通し地域の人たちとの積極的なふれあいの機会を持っています。

3)子ども中心を心がけた保育を行っています

常に子ども一人ひとりを大切に、子どもを中心にした保育ができるよう、人員配置を厚くし、さらに必要に応じて園長他フリーの職員が応援に入るようにしています。園長は職員とのコミュニケーションを心がけながら思いを伝え、職員一人ひとりの様子の把握と全体のバランスやチームワークの構築に努めています。職員の離職も少なく、保護者の評価も高く、子ども中心を心がけた小規模園の良さが生かされています。

4)さらなる保育の改善や専門性の向上が期待されます

今年度は、園での勤務が長い職員が多いこと、新入職員を迎えたこと、地域育児センター園の大和市福田保育園の定期的な巡回指導でのアドバイスや指摘を受けたことなどを踏まえ、今後の保育実践に生かしていくために「保育の質を高めるためのアンケート」を取り、集計結果について話し合いの機会を持っています。その集計結果や話し合いからの個々の気づきや自己啓発につなげ、保育の改善や専門性の向上につなげていこうとしています。今後のさらなる実践が望まれます。

5)プライバシーの保護に取り組むことが期待されます

保育場面や保護者対応のなかで、子どもや保護者のプライバシーに配慮した実際の具体的な取組を行っています。しかし具体的な対応方法を取りまとめたプライバシー配慮に関する規程やマニュアルが未整備です。規程やマニュアル等を整備し、それにもとづいた取組が期待されます。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

2回目の第三者評価の受審となります。今回、受審にあたりグループごとで保育の振り返りを行い、そのうえで全体での話し合いを行い、改めて本園を見直す機会となりました。本評価を通していただいたご意見やアドバイス、課題となる事項も確認をすることができ、今後の保育の質向上への足掛かりとしていきたいと思っております。

なお、今回いただいた高い評価事項は、職員の励みとなり、また、保護者アンケートでの高い満足度など保護者の皆様や地域の皆様に支えられていることに改めて感謝いたします。

これからも、本園の特性を生かし、子どもたちが元気に安全に過ごせる、保護者の皆様安心して預けることができる保育園を目指してまいります。0歳から2歳は、成長の基盤となる大切な時期であり、子どもたちの心のどこかにハミングで過ごした温かな日々が刻まれていけばよいと考えています。今回の評価は、保育目標である「よく遊び よく食べ よく寝る子」に活かし、事業継続に資するよう努めてまいります。

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

- *全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- *評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
---	-----------------------------------	---

【判断基準】

- a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
- b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。
 - ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
 - イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
 - ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
 - エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
 - オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
 - カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
 - キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

保育理念・方針・目標は2015年の開設時に職員と話し合い作成しています。新任研修、園内研修を行う他、毎年、年度始めの原則全職員出席の職員会議で、理念・方針・目標をめざした保育について確認をしています。保護者には園見学の段階から理念・方針・目標を明記したパンフレットを用いて周知をしています。園では、理念・方針・目標に基づいた保育を行い、保護者の理解を得られています。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
---	---	---

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

- ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

法人代表と園長は、経営について今後の福祉に対する需要の動向、子どもの数・保護者像の変化、保育ニーズ、潜在的利用者に関するデータの収集・分析等を行っています。大和市の「大和市子ども子育て支援計画」があり、そこから園の状況を把握し、分析しています。園は、大和市との調整を経ながら2015年に無認可保育所から小規模認可保育園に移行しています。来年度以降は大和市の助言等を得ながら、定員数に縛られない弾力的運営(期限付きではあるが、最大定員22名まで受け入れ可能)を活用する方向性を確認しています。今後の取組が望まれます。

第三者評価結果

3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
---	--	----------

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

- ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
- イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
- ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

大和市の「大和市子ども子育て支援計画」や地域の状況などから園を取り巻く環境を把握しています。中・長期計画の中で、定員の確保(特に0歳児クラスの定員不充足)、2歳児クラスまでの小規模施設における連携施設と卒園後の進路(連携施設と卒園後の進路)、人材育成といった課題を明らかにしています。園の経営状況や改善すべき課題のほか、課題解決策として、園児獲得に向けての積極的な地域交流や一時保育の受入れについてなど、職員会議で全職員と共有しています。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
---	--	----------

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

- ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

中・長期計画の策定がありましたが、今後の運営を見据え、今年度10月1日付で2023年～2028年までの『「ハミングきっず」中期計画への指針』として見直し・変更をしています。今後、計画の最終年度の28年に向け、経営課題や問題点の解決・改善に向けた取組の実施や進捗状況の評価を行い、運営に生かしていくことが期待されます。

第三者評価結果

5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

b

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
 - ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
 - イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
 - ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
 - エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

各年度における課題や未達成を明確にしなが単年度の事業計画を策定しています。しかし、今後の運営を見据え、今年度途中の10月1日付で2023年～2028年までの『「ハミングきっず」中期計画への指針』として見直し・変更をしており、中・長期計画からの単年度計画への反映に関し、十分でない部分が出ています。次年度以降は中・長期計画を踏まえた単年度計画の策定につなげることが望まれます。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

b

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

- ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等が)されており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>
 事業計画は、職員会議で周知しています。特に経営面に関しては決算時に説明し、直面する課題や今後の対策を伝え、意見を求めています。保護者アンケートや税理士からのアドバイスも策定の参考にしています。年度末に事業結果をまとめ、報告書を作成する際に評価・見直しをし、次年度の事業計画に生かしています。今後は、事業計画が、あらかじめ定められた時期や手順にもとづいて、実施状況を把握することができる取組が望まれます。

第三者評価結果

7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
---	--	----------

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。

- ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
- イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
- ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
- エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>
 保護者理解や協力を促すため、園の事業計画は、保護者アンケートからの意見や要望も取り入れていきます。その主な内容や目的を指導計画とともに、年度始めの懇談会で説明をしています。2名の第三者委員にも配付、説明をしています。事業計画に変更が生じた際は、園だより・掲示・お知らせ等の配付で知らせています。

第三者評価結果

8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
---	--	----------

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。

- ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
- イ 保育の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。
- ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
- エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>
 全体的な計画や指導計画、行事計画等は、保育の質の向上のためにPDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)で取り組んでいます。各指導計画に評価欄があり、日々の保育から自らを評価していく体制があります。職員個人の目標シートと自己評価も活用し、保育の質の向上に生かそうとしています。保育所の自己評価は毎年行っており、今回、第三者評価は2回目の受審です。保育の振り返りを分析・検討する場として、毎月職員会議(原則全職員参加)と給食会議を行っています。

第三者評価結果

9

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。 **a**

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、保育所として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、保育所として取り組むべき課題を明確にしていない。
 - ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
 - イ 職員間で課題の共有化が図られている。
 - ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
 - エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
 - オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>
 保育所の自己評価、地域育児センター園の大和市福田保育園(エリア担当)による年4、5回の巡回訪問、専門機関による個別巡回等から取り組むべき課題を明確にし、職員間で共有しながら計画的に改善を行っています。保護者には自己評価結果をホームページで公表することで周知しています。コロナ禍の間、行事をはじめ、会議で園運営の一つひとつを職員と見直し、最善策を見つけながら進めてきています。単年度で解決できないことは次年度に引き継いでいます。さらなるサービスの質の向上のため、第三者評価、2回目の受審にも取り組んでいます。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

10

Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。 **b**

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

- ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
- ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

園長は、法人代表と連携を図りながら「運営規程」や毎年の「事業計画」にもとづき、運営や管理についての考え方を全職員に説明し、年間の取組を共有しています。園長の職務分掌については「運営規程」に明記されています。平常時のみならず、有事の際、園長が不在時は保育リーダーが園長代行保育士として役割を担うようになっています。園長自らの役割と責任について書面に掲載して表明するまでには至っていません。何らかの方法で明確にすることが望まれます。

第三者評価結果

11

II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
 - b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
 - c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
- ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
 - イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
 - ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
 - エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

園長は児童福祉法、保育所保育指針、個人情報保護法等の法令を理解し、外部研修を受け、さらに意識を高めています。園の取引関係業務については、入札あるいは相見積もりで業者を選ぶ体制です。園長は自ら学んだ最新の情報を会議の場で職員に周知しています。報道された不適切事案等についても話し合いの題材としてさらなる意識の啓発を促しています。大和市からの不適切保育等に関する注意喚起メールを掲示して周知することもしています。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

第三者評価結果

12

II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
- エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>
 園長は日々積極的に現場に入ったり、各クラスの記録を通しながら保育の現状について把握をしています。毎年行う保育所の自己評価においても保育の質の現状について、評価・分析をしています。日々の現場や会議で、気づいたことを伝えたり、アドバイスをしています。職員からも日々の密なコミュニケーションから意見・提案を聞くほか、年2回全職員と面談し、一人ひとりから意向を聞いています。また、職員配置は常に園全体のバランス、クラス状況や職員の個性等考慮し、小規模園ならではの良い部分が活かせるようにしています。

第三者評価結果

13

Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
---	----------

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
 - b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
 - c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
- ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
 - イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
 - ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
 - エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>
 常に子どもを中心にした保育ができるよう、人員配置を厚くし、さらに必要に応じて、園長が保育の状況を見守りながら保育指導等に当たったり、フリーの職員が応援に入るようにしています。職員とのコミュニケーションを心がけながら園長の思いを伝えるとともに職員一人ひとりの様子の把握や全体のバランス、チームワーク構築に努めています。園長は会議で課題や改善に向けた方向性を示し、業務の効率化(職員により事務日を設けその日は保育に入らず記録を書く)や事務量の削減(事務職員配置)、休憩のとり方、職員の応援配置等、働きやすい環境づくりに取り組んでいます。今後、職員理解が得られることが期待されます。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14

II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。	b
--	---

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

- ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>
 子ども一人ひとりを大切に考え、積極的に地域と関わっていこうとしている保育（散歩や戸外活動）について、地域での評価が得られています。職員の離職の少ない園で、就職フェア等への参加もしていますが、現在は地域から安定した人材の確保ができています。今後も運営の安定のために、新卒者の計画的な採用を始め、長期的な視野に立った人材の確保に努めていくことが望まれます。

第三者評価結果

15

II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
-----------------------------	---

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

- ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。

<コメント>
 「ハミングにおける期待される保育士像について」があり、園としての思いを明記しています。就業規則（賃金規程含む）に人事基準を明記しています。業務目標やチャレンジ目標の設定、キャリアアップ研修参加等を一定の人事基準として職員の評価を行っています。必要に応じて職員の他所での経験等も加味して評価し、評価結果をもとにアドバイス等を行っています。職員が自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりへのさらなる検討が望まれます。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
----	--	----------

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
 - ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
 - イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
 - ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
 - エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
 - オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
 - カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
 - キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
 - ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>
 園長は日々現場に入り、職員とコミュニケーションをとっています。ヒアリングで職員の満足度や意向、心身の健康などを把握していますが、日々、気づいたことがあればすぐ相談に応じ、職員が安心して働ける職場環境になるように配慮しています。コロナ禍の時は、全職員一律でコロナ補助金を出しています。その他、シフトの希望や有給の取得、産休・育休、時短勤務、介護休暇、非常勤職員のダブルワーク、非常勤から常勤職員になることを勧める等、ワーク・ライフ・バランスを考慮した働き方ができるようにサポートしています。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

第三者評価結果

17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
----	---	----------

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

- ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
- ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
- エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>

「ハミングにおける期待される保育士像について」に沿い、保育の質の向上や職員の育成に努めています。職員は園長との面談と本人の希望をもとに職員個別の業務目標とチャレンジ目標を立てています。園長は日々現場を把握し、職員の業務状況を確認しているため、目標に対する進捗状況が把握できる環境です。園長は職員から話を聞いてアドバイスをすることもあります。職員は年2回行う自己評価、個別面談を通して目標の達成度を確認しています。

第三者評価結果

18

Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

a

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。
 - ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
 - イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
 - ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
 - エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
 - オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>

「期待される保育士を目指して保育の質を高める」を年間目標とした、2023年度の研修計画（園外研修・園内研修・新任者研修・エキスパート研修）を立て、それにもとづき教育研修が行われています。園外研修やエキスパート研修は該当する職員が受講できるようにしています。次年度の研修計画を立てるときには、職員のスキル、職員全体で必要と考えられる研修を取り入れています。研修に出席した職員の話や、研修報告書を通し、研修の評価を行い、次年度の研修につなげています。

第三者評価結果

19

Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

a

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。

- ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
- イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
- ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
- エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
- オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

新入職員には新任者研修のほか、園長がマンツーマンでOJTをしています。園内研修では今年度の研修年間目標である「期待される保育士像」を始め、個人情報、子どもの人権等を実施しています。外部の研修に関しては職員会議で周知しています。保育士だけでなく必要に応じて栄養士等へも研修の機会を提供しています。職員一人ひとりの経験年数、スキル等を考慮しながら、特定の職員に偏ることなく、常勤、非常勤の隔たりのない研修参加ができるようにしています。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

第三者評価結果

20

II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

C

【判断基準】

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
 - b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
 - c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
- ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
 - イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
 - ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
 - エ 指導者に対する研修を実施している。
 - オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

2歳児クラスまでの小規模園であり、園では実習生等の研修・育成について体制が整備されていません。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21

II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。

a

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。

- ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
- イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
- ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
- エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
- オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>
 ホームページで、保育理念・方針・目標や財務状況、自己評価、園で実施している利用者(保護者)アンケートの結果、前回の第三者評価結果、保育安全計画の公表をしています。アンケートの意見を検討し、その結果についてもホームページで報告しています。地域や園見学者に向けてホームページやパンフレットで園の活動内容を知らせています。夏まつりやクリスマスコンサート等、園が行うイベントのお知らせやチラシも随時発信・配布をしています。

第三者評価結果

22

Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
---	----------

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。

- ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
- イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
- ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
- エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>
 事務処理および、経理処理は事務担当者が行い、毎月試算表を作成しています。事務、経理、取引等について、内部の監査部門は設けていませんが、法人代表が毎月確認をしており、適正な運営を行っています。外部の専門家による監査支援については、税理士と契約し、必要に応じて園の経営・運営のためのアドバイスや指導を受けています。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23

Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
---	----------

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

- ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
- イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
- ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
- エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
- オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>
 地域との関わり、連携施設について、入園のしおり、運営規程、事業計画、中期計画に記載しています。大和市からの子育てに関するチラシ、案内等を園玄関に掲示や設置をし、また、地域の社会資源の紹介や催事の案内を掲示する等しています。積極的に園外活動を行い、地域住民や店舗、施設とふれあう機会があります。近隣の菜園で芋堀り体験をしています。災害の避難時に一時避難場所として、地域の駐車場を借りる地域協定を結んでいます。園前スペースで実施したゆず足湯や、コミュニティセンターでのコンサートに地域の人々が参加しています。やまと子育て応援フェスタに参加し、園の紹介、子育ての取組について紹介しています。

第三者評価結果

24

Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
---	----------

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。

- ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
- ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
- エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
- オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>
 ボランティア受入れに関するマニュアルがあり、基本姿勢、手続き、留意事項等が記載されています。受入れがあった場合は、マニュアルにもとづいて対応しています。今年度、ボランティアによるコンサートをコミュニティセンターで開催しました。学校教育へ協力する取組については、これまで具体的な機会が無く、職業体験受入れの実績はありません。小規模園のため、学校との連携や協力が難しい面があります。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25

Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
--	----------

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

- ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- オ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
- カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>

地域の緊急連絡先、行政、医療機関、連携機関等のリストを作成し、職員にも周知しています。大和市園長会、大和市や神奈川県主催の研修会や会議に職員が参加し、連携をとっています。市立福田保育園と連携体制があり定期的な巡回があります。卒園後、3歳以上児の受入れ先として渋谷保育園、大和あけぼの幼稚園と連携しています。園のある地域は、藤沢市、綾瀬市と隣接しており入園希望や子育ての支援を求めている家庭もあり、園長が相談に乗ったり、対応しています。家庭での虐待等権利侵害が疑われる場合や保護者支援が必要な場合は、大和市担当部署や児童相談所と連携する体制があります。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

b

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

- ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
- イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

<コメント>

大和市園長会、大和市や神奈川県主催の研修会や会議、園の第三者委員との連携、近隣住民との交流等から地域の特徴や福祉ニーズの情報を得ています。園では、子育て支援事業として、一時保育を行っています。園児との交流会等の企画も、コロナ禍のため、多く中止となっています。園見学、地域住民とのふれあいの中で育児相談等を受けています。園の外掲示板に育児相談案内を掲示しています。地域の具体的なニーズの把握と取組はさらに必要と園では考えています。取組が期待されます。

27

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

b

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
- ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
 - イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
 - ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
 - エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
 - オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

<コメント>

地域の子育て家庭支援のために一時保育を行っています。保育園での活動に参加する交流保育や園のイベントに地域住民に呼びかけ、参加してもらう機会を設けています。コロナ禍で開催できないこともありましたが、今後も継続していく予定です。地域とのつながりについて、入園のしおり、運営規程、事業計画、中期計画に記載しています。園敷地内に防犯用カメラを設置し、警察署と連携しています。地域や町内会と連携しての避難訓練等の参加の機会はありませんでしたが、被災時における近隣住民向けの備蓄品等の提供が出来る体制にしています。救急救命講座を受講した職員がいます。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

28

Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。
- ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
 - エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
 - オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
 - カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
 - キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
 - ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>
 保育理念、保育方針に一人ひとりの子どもを尊重した保育の実施について明示しています。法人が制定した「倫理綱領」「期待される保育士像」「不適切保育の考え方」「保育士接遇指針」があります。全体的な計画に「人権尊重」の項目を設けています。子どもを尊重すること、基本的人権への配慮について園内研修、会議等で定期的に学び、理解を深めています。性差による区別等はせず、一人ひとりに寄り添う保育を心がけています。日常異年齢で過ごし色々な経験をすることで、お互いの気持ちが分かっていたり、年上へのあこがれを持つ気持ちを育てています。文化、生活習慣、考え方の違いを尊重する保育について、保護者への説明等は特に行っていません。今後の取組が望まれます。

第三者評価結果

29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
----	---------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
 - ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
 - イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
 - ウ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
 - エ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>
 福祉事業に関わる者としての姿勢、責務は「個人情報保護の方針」「倫理綱領」「期待される保育士像」「不適切保育の考え方」「保育士接遇指針」に記載しています。各会議、打ち合わせ、園内研修でプライバシーに配慮した支援について話し合っています。おむつ替えはトイレ近くで行い、柱で視界をさえぎっています。着替え時や外が暗くなった場合に保育室が外から見えないようにしています。水遊びは水着ではなく、普段の洋服のまま行っています。園だよりの写真掲載について保護者に確認をとり、保護者にも写真撮影、ビデオ撮影、SNS利用に関する留意事項を伝えています。子どもや保護者のプライバシーに配慮した取組が行われていますが、これらの取組についてのマニュアルがありません。規程・マニュアル類の関係を見直しての整備が期待されます。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。

- ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
- イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- ウ 保育所の利用希望者については、個別にていねいな説明を実施している。
- エ 見学等の希望に対応している。
- オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>

園のホームページ、パンフレット、子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」に保育理念や保育目標、年間行事などの情報を掲載しています。園のホームページ内に「よくある質問」のページを設け、質問への回答を掲載しています。園の行事や情報をタイムリーに公表しているほか、ブログで子どもの活動の様子も伝えています。SNSのアカウントを開設し、保育園の園児募集、空き情報をはじめ地域交流事業の案内をしています。見学は日程や時間の相談の上、園長あるいは施設長が対応しています。子どもの活動を見てもらうため10時～11時くらいを勧めています。パンフレットや園紹介の情報提供について随時、見直しと更新をしています。

第三者評価結果

31

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。

b

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。
 - ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
 - イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
 - ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
 - エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
 - オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>

入園時の個人面談の際に、入園のしおりをもとに、保護者に保育内容等、丁寧に説明しています。入園のしおりは、持ち物や園内外の設備、駐車場、非常時対応などはイラストや図、写真を多く使用し、分かりやすくしています。卒園後は、小規模園から人数が増えた大きな集団生活となることを考慮し、保護者に、ほかの子どもと比較しないことや生活パターンが替わり、子どもの変化に留意すること等丁寧に伝えています。特に配慮が必要な保護者への説明は、事例ごとに対応し、職員間で共有していますが、園としてのルール化や文書化はしていません。

32

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
 b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
 c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。

- ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
 イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
 ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>

転居や小規模園卒園等で保育所の変更がある場合、保護者からの希望や転園先からの問い合わせがあれば、口頭や電話で申し送りをする場合があります。文書の作成はしていません。保育所の変更、利用終了後に保護者や卒園児が遊びに来ています。保護者からの相談を受ける場合もあります。担当は園長としていますが相談方法や体制についての文書化はしていません。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

33

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
 b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
 c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。

- ア 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
 イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
 ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。
 エ 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に参加している。
 オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
 カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

日々の保育の中で、子どもの表情、反応、態度、取り組む様子から子どもの満足を把握するようにしています。打ち合わせ、会議での話し合い、各指導計画の評価欄、0歳児日誌の記録からも把握しています。保護者には、懇談会、個人面談、連絡帳、日々の会話、保護者アンケートから利用者満足を把握しています。保護者会の設置はありません。保護者の意向、意見、要望等は、園長、施設長が取りまとめ、分析を行い、職員会議で改善策を検討しています。把握した内容や結果は園だよりで伝えたり、ホームページで保護者アンケート結果を掲載しています。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

b

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

- ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
- イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
- ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
- エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
- オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
- カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
- キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

苦情処理マニュアルがあります。園の苦情解決受付、苦情解決責任者として第三者委員2名を設置しています。苦情解決の仕組みについて、入園のしおり、重要事項説明書に記載しています。園玄関にも掲示し、保護者に周知しています。苦情や意見があった場合は職員間で情報共有し、迅速に対応することを心がけています。苦情や意見についてはプライバシーに配慮し、公表はしていません。保護者全体に関することや周知の必要がある場合は、掲示や園だより、保護者アンケートの回答で、知らせることにしています。

第三者評価結果

35

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

b

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。

- ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
- イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
- ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>
 保護者には、いつでも相談や話ができる事を伝えており、連絡帳、個人面談、送迎時の会話等で要望等を聞いています。第三者委員に相談ができることを入園のしおり、重要事項説明書に記載しています。園玄関に、育児支援に関する冊子等を置いています。そのほかの、外部の相談先の紹介は特にしていません。保護者が相談したい場合には、別棟の空いている保育室を使用し、ゆっくり落ち着いて話ができるようにしています。

第三者評価結果

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
--	----------

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
 - b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
 - c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。
- ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
 - イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
 - ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
 - エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
 - オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
 - カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>
 職員は、保護者の話を良く聞き、寄り添うことが大切と考えており、送迎時は積極的に声かけを行い、保護者が意見や相談をしやすい雰囲気づくりに配慮しています。日常の会話、連絡帳、個人面談、懇談会等でも保護者意見を把握しています。保護者アンケート、給食アンケートを実施しています。園玄関に意見箱も設置しています。相談は苦情処理マニュアルの流れに沿って対応しています。相談や意見を受けた際の記録の方法や、報告の手順、対応策についての定めや規程はありません。対応の規程やマニュアルの整備を期待します。保護者からの相談や意見で保育内容に関する事等は、検討や改善を図っています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

第三者評価結果

37

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
--	----------

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。

- ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
- イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
- ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
- エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
- オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>
園のリスクマネジメントに関する責任者は施設長です。園の「保育安全計画」があり、ホームページでも公表しています。園内外の安全点検やマニュアルの見直し、研修、子どもや保護者への安全指導等具体的な内容を決めています。安全対策委員会があり、年2回、安全管理に関する検証を行っています。事故防止、危機管理、災害時対応、不審者対応等に関する手順書が制定されています。ヒヤリハットの事例を職員会議や打ち合わせで報告と話し合いをしています。気づいたことを記録に残しています。気づきが多い事は、事故防止につながり、意識向上になると考えています。職員のヒヤリハットの話し合いで、環境設定や対応の見直しと改善を行っています。

第三者評価結果

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
---	----------

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

- ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
- ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
- オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
- カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
- キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>
感染症マニュアル、衛生管理マニュアルがあります。コロナ5類移行後も感染症対策を継続しています。玩具や口に入れた物の消毒、換気、温湿度管理、手洗い・うがい、清掃、職員の健康チェック等を徹底しています。感染症が流行る前に、マニュアルの読み合わせや嘔吐処理方法等の確認と研修をしています。感染症が発生した場合は、園内に発生状況を掲示し、緊急連絡用の通信アプリケーションで保護者に知らせています。

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

b

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
 - ア 災害時の対応体制が決められている。
 - イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
 - ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
 - エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
 - オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>

防災、危機管理に関するマニュアルを整備し、対応手順を明確にしています。毎月避難訓練を実施し、ハザードマップ、避難場所の確認をしています。通園経路のアンダーパスが冠水する可能性があることや河川の氾濫箇所を保護者に周知しています。避難場所として、広域避難場所や指定避難場所を周知しています。緊急時の園の体制、避難場所、連絡方法を入園のしおり、重要事項説明書に記載しています。備蓄品として、飲料水、食品、カセットコンロ、発電機、炭等3日分程度の保管管理をしています。敷地内に井戸があり、生活用水として使用できます。消防署、地域の自治会等と連携しての訓練は実施できていません。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

40

Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。

b

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。
 - ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
 - イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
 - ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
 - エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
 - オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>
 各種マニュアル、及び具体的な手順書、保育方針、保育目標、ハミングにおける期待される保育士像、全体的な計画を標準的な保育の実施方法としていますが、全職員への周知については不十分な状態と園長は考えています。今後の取組が期待されます。各指導計画の振り返り、日誌、会議の話し合い、議事録、職員個別の自己評価、職員面談で、標準的な実施方法にもとづいた保育が実施されているかを確認しています。園長が見回ったり、保育に入ったり、日常的に職員からの報告や相談からも確認しています。園では、子ども一人ひとりを大切に、それぞれに応じた保育を目指しています。

第三者評価結果

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
 - ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
 - イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
 - ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
 - エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>
 マニュアル類の見直しは年度末に行っています。保育の標準的な実施方法の検証、見直しは各指導計画の反省・評価の記述欄に記載し、次期の計画に反映させています。各会議、職務分担、行事分担打ち合わせ等で、職員間で話し合いをしています。職員意見を反映し、保護者意見を参考にして、標準的な実施方法の見直しをしています。行事の実施方法、地域の子育て支援、地域交流、保育環境の見直し等を行っています。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

第三者評価結果

42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
----	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
 - ア 指導計画作成の責任者を設置している。
 - イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
 - ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
 - エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
 - オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
 - カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
 - キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
 - ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>
 入園にあたり保護者から提出してもらう書類や面談時の記録で、子どもや家庭の状況を把握し、情報を得ています。保育士のほか、栄養士、必要時に外部の関係機関、連携機関の助言も得られる体制です。全体的な計画にもとづき、子どもの状態、様子、保育のねらい、家庭との連携等を考慮して指導計画、食育計画、保健計画等を作成しています。クラス別の指導計画を作成し、月ごとの個別発達経過記録を記載しています。0歳児は個別の週日誌にその日の様子を記録しています。配慮が必要な場合や、障害のある子どもの支援は、ケースにより関係機関と連携する体制としています。

第三者評価結果

43

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
 - b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
 - c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない
- ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
 - イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
 - ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
 - エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
 - オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>
 年間指導計画、月間指導計画、週案の各振り返り時期に職員会議や打ち合わせで見直しと検討を行っています。子ども一人ひとりの状況を観察し、連絡帳、送迎時の会話、個人面談等で保護者と連携をはかり、指導計画に反映させています。変更があった指導計画や保育の質の向上に関する課題は、職員会議、議事録、口頭、内部研修等で周知しています。各指導計画は、子どもの今の様子や状況に応じ、何が適切かを明確にして見直しています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

b

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
 - b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
 - c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。
- ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
 - イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
 - ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
 - エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
 - オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
 - カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>
 子ども一人ひとりの保育の実施状況は個別経過記録、個別連絡帳、健康の記録、日誌、午睡チェック表に記録しています。記録の書き方は新入職員には園長がマンツーマン指導を行うほか、リーダー職員が助言等行っています。簡潔で、分かりやすく、子どもの状況が目には浮かぶような記録を指導し、助言しています。定期的に職員会議、給食会議、各係の打ち合わせをしています。各議事録、日誌、職員連絡ノートでも情報共有しています。ITC化や記録の業務システム一元化等は、導入を検討しています。

第三者評価結果

45

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。
 - ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
 - イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
 - ウ 記録管理の責任者が設置されている。
 - エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
 - オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
 - カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>
 個人情報保護規程があります。個人情報保護について、運営規程、入園のしおり、重要事項説明書、倫理綱領、保育士接遇指針に記載しています。記録管理責任者は園長です。記録管理、個人情報保護について定期的に職員間で確認したり、内部研修を実施しています。子どもの記録、写真撮影用の園のカメラは事務室の鍵付き書庫で保管・管理しています。書類記入は事務日を設け、別室で行っています。保護者におたよりやブログの写真掲載について確認しています。また、保護者に写真や動画について個人情報漏洩防止のための注意喚起をしています。

(別紙2A)

第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
----	---	---

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
- b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。
 - ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
 - イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
 - ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
 - エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
 - オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

<コメント>

全体的な計画は、保育所保育指針、園の保育理念・方針・目標を踏まえながら、子どもの発達や生活の連続性を考慮し、子どもの健全な育ちのためや幅広い保育が提供できるようにとの意図で作成しています。現在の様式は2018年の保育所保育指針の改訂後に変更をしています。毎年3月に次年度の担任が決定するので、その後に新担任間で全体的な計画についてを含めた話し合いの機会を持っています。その後必要があれば項目の変更、追加等をしています。それらを踏まえ、次年度の指導計画や保育等に反映しています。全体的な計画は園の保育の土台となる計画のため、現在園で行なっている保育(異年齢保育・地域交流・長時間保育・幼児期の終わりまで育て欲しい姿等)が全体の計画に盛り込まれ、年間指導計画以下の計画に反映されていくことも望まれます。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
----	--	---

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

- ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

温湿度は日誌と午睡チェック表に記録しています。窓を開けての換気のほか、空気清浄機を設置しています。日々の清掃・安全点検は出勤した職員間で協力しながら行い、各所(絵本やおもちゃを含む)を最低1日に2回消毒し、衛生面に気を配っています。子どもの午睡の入眠時は対応する職員を増やし、触れ合いながら落ち着いて眠れるようにしています。子どもたちは日々異年齢で過ごします。状況によっては2歳児クラスのみ活動をするため別棟も使用しています。別棟には職員手作りの隠れ家のような一人で落ち着けるスペースを作っています。また、トイレの臭い対策のため、窓を開け、24時間換気をしています。便器は温便座になっており、便器の大きさ、手洗い場など子どもの使い勝手に配慮した造りになっています。今年度は子どもの安全を最優先に考え、おもちゃは遊ぶ時に職員が出し入れをしています。子どもの生活にふさわしい保育室環境整備について、今後も検討の継続が望まれます。

第三者評価結果

A3

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

b

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
 - b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
 - c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。
- ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
 - イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
 - ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
 - エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
 - オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
 - カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

入園時の提出書類や個人面談からの情報のほか、入園後の子どもと職員の関わり、観察などからも子どもを把握し、十分に尊重するようにしています。一人ひとりの「個人差」を職員間で理解・共有し、子どもの思いにできる限り添い、関わり方を模索しながら子どもの主体性を大切に保育をするよう努めています。2歳児クラスまでの低年齢の子ども園なので、子どもの表情や動作から推し量り、子どもの気持ちに寄り添い、共感したり、思いを代弁したりしています。職員の人員配置を厚くし、子どものその時々々の体調や機嫌による言動に個別対応ができるようにしています。園内研修で不適切保育について話し合い、子どもでなく職員の都合優先になっていないか、無意識の言葉かけをしていないかなど確認しています。今後も行政の臨床心理士や保健師、市立福田保育園の巡回訪問でのアドバイスや指導を生かし、一人ひとりの子どもへの配慮の継続が望まれます。

A4

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
---	---

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。
 - ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
 - イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
 - ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
 - エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
 - オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

0～2歳児という年齢の特性に合わせて子どもが友だちを意識したり、「一緒に」を意識しながら、挨拶、食事、排泄、着脱(衣服・靴)等、基本的な生活習慣が身についたり、園での生活がスムーズに行えるよう援助をしています。子どもたちが意欲的に楽しみながらできるよう、生活動線を考えています。職員は子どもができたことを認め、褒めて、自信が持てるようにしているほか、職員に甘えたい子どもの気持ちも受けとめその都度対応しています。子どもの集会では絵本・パネルシアター・寸劇等で楽しみながら、基本的な生活習慣を身につけることの大切さを伝えるようにしています。その他、動と静の活動バランスを考えています。月齢の低い子どもの午前寝、夕寝等子どもの起床時間も考慮し、個別対応をしています。園では食後はお茶を飲んでいきます。歯磨きは家庭で行うようにしています。

A5

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
---	---

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。
 - ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
 - イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
 - ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
 - エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
 - オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
 - カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
 - キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。

- ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

近隣の環境を生かし、天気の良い日は自然が残る場所へ散歩に行き、季節を感じたり、生き物を見つたりしています。園の外には小さなビオトープを作り、子どもたちは命の不思議にも触れています。散歩や戸外活動は社会のルールを知り、身につける機会ともしています。子どもたちが元気に歩いたり(3キロ程度歩くこともあり)、活動したりする活発な姿は地域の人たちの目にも留まっており、厚意で畑を貸してくれたり、サッカーグラウンドで遊ばせてもらったりもしています。その他、消防車の乗車体験、コミュニティセンターで地域のボランティア楽団の演奏会、スタンプラリー中継点の協力等を通し、地域の人たちとのふれあいの機会を持っています。今年度、メインの保育フロアは子どもの安全を最優先に考え、普段おもちやはしまった状態にして、遊ぶ時に職員が出し入れをしています。子どもの自主性を育むための保育室環境整備について検討が望まれます。

第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
 - ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
 - イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
 - ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
 - エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
 - オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
 - カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

0歳児クラスは定員が3名でオープンフロアを柵で仕切り、主にそのスペースで過ごしています。ハイハイをしたり、おもちゃ等口に入れることもあるので衛生面に配慮しています。職員は子どもの表情や様子、発する声などを大切にし、柔らかな表情で穏やかな言葉をかけながら応答的な関わりやスキンシップを十分とっています。月齢の高い子どもは1歳児に混ざって遊ぶこともしています。オープンフロアでの保育なので、状況に応じて職員間での連携が図りやすい環境です。昼食(離乳食)の援助をする職員に甘えてくる別の子どもに対し優しく言葉かけをし、子どもが満足そうな表情を見せています。保護者とは個別の連絡帳や送迎時に子どもの様子を丁寧に伝えて信頼関係を築き、24時間の生活リズムを整えられるように連携しています。

第三者評価結果

A7

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
 - イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
 - ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
 - エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
 - オ 保育士等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。
 - カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
 - キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

1、2歳児はオープンフロアで異年齢活動をしています。子どもの状況やクラス別の活動をするときには2歳児は別棟で遊んでいます。子どもの意欲を大切に職員の提案や声かけによって、子どもたちの発見や感性、ひらめきが展開されるように見守り、さりげない援助をしています。子どもが自分でできたときは十分に褒めて自信や意欲につなげ、甘えたい気持ちも尊重するなど、子どもからの発信を大切に受け止めています。成長の過程で見られるかみつきやひっかきについてはその都度、職員間で連携し、本人の思いを代弁したり、職員同士の座る位置等配慮しながら対応できるようにしています。異年齢で活動をしているので、担任以外の職員、法人代表、調理職員等と関わる機会が多くあります。保護者とは個別の連絡帳や送迎時のやりとり等、一人ひとりの体調や様子について丁寧に連絡を取り合い、家庭との連携を深めています。

第三者評価結果

A8

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

c

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のあがる活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

園は2歳児クラスまでの小規模園で、3歳児クラス以上の受け入れがありません。

第三者評価結果

A9

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
---	---

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
 - ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
 - イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
 - ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
 - エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
 - オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
 - キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
 - ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>
 園は2歳児クラスまでの低年齢の子どもを受け入れているため、建物・設備といったハード面の環境整備というよりも人的な環境の配慮に重きを置いています。個別指導計画は全園児の作成をしています。低年齢の子どもなので、一人ひとりの子どもの成長に合った保育をするために、クラスの人員配置を厚くしており、フリーの職員も適宜応援に入れる体制があります。子どもの成長・発達面で配慮が必要と思われる子どもの場合はマンツーマンで対応しています。職員は個別支援について関係機関(行政の発達支援担当、嘱託医)からの助言、県の要保護支援児受け入れ研修を受けるなどしながら、園での様子や成長を丁寧に保護者に説明し、保護者の気持ちに寄り添う対応を心がけています。園の保護者に、配慮が必要な子どもも職員の援助を受けながら皆で育ち合う保育について、適切に伝えることが望まれます。

第三者評価結果

A10

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
---	---

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
 - ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
 - イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
 - ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
 - エ 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
 - オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
 - カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
 - キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>
 1、2歳児クラスは原則同じフロアで活動していますが、状況に応じて2歳児クラスは別棟のフロアで過ごしています。別棟には職員手作りのダンボールハウスがあり、一人で寛げるようになっています。職員はゆったりと子どもと関わるようにしています。特に年度途中からの入園でまだ慣れていない子どもの場合は、夕方の保護者の迎えが来るまでの時間帯に寂しさを感じさせないよう配慮しています。園では、朝おやつ、昼食は規定量のほかにおかわりがあり、一人ひとりの食欲や生活リズムに合わせた量を提供しています。水分補給も適宜できるようにしています。保護者との契約により、補食の提供もしています。子どもの状態について各クラスの連絡ノートを使用し、口頭でも職員間で情報を引き継いでいます。保護者にも連絡ノートの記載内容を伝え、連絡漏れのないようにしています。登園から降園まで、長時間にわたる子どもの生活に配慮した保育についても、全体的な計画に明記して理解できるようにすることが望まれます。

第三者評価結果

A11

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	C
--	----------

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
 - ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
 - イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
 - オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>
 0～2歳児対象の園のため、3歳以上児が在籍していません。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12

A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
-------------------------------------	----------

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。

- ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
- イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
- ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
- エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
- オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
- カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
- キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
- ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

衛生管理、健康に関するマニュアルがあり、マニュアルにもとづき、子ども一人ひとりの心身の健康状態を把握しています。毎朝の保護者からの情報や連絡帳での確認、また、職員の観察からの伝達事項を「連絡ノート」に記載しています。年間保健計画があり各年齢の指導計画に反映させています。保育内容、保健関連行事と連動した年間行事計画表を作成しています。入園後の既往症、予防接種については、年2回の内科健診の際に母子手帳の記載事項を確認して、個別ファイルに追記しています。子どもの健康に関する園の方針は、入園のしおり、重要事項説明書に記載しています。取組は、園だより、給食だより、懇談会、面談、園内掲示等で伝えています。乳幼児突然死症候群について職員間で研修や会議で取り上げて学んでいます。予防策として呼吸チェックを実施し、0歳児はさらに体動センサーを使用して、SIDS防止をしています。保護者向けに園だよりで、注意喚起したり、ポスター掲示のを行っています。

第三者評価結果

A13

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
 - ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
 - イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
 - ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

内科健診は年2回、歯科健診は年1回実施しています。健診の前に保護者が聞きたいことがあれば、園の所定の用紙に記入し、健診時に医師からコメントをもらっています。健診結果、子どもの健康状態、身長・体重の記録は健康台帳に記載しています。保護者に結果を伝える時は、個別の連絡帳に記入したり、口頭でも伝えています。日常的に絵本、人形、パネルシアター、紙芝居等を利用し、子どもが健康について興味を持てるようにしています。歯磨き集会、手洗い集会を実施しています。給食時は咀嚼を促す声かけをしたり、食後お茶を飲み、口の中をきれいにするように伝えています。

A14

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。	b
---	---

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。
 - ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
 - オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
 - カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>
 アレルギー疾患のある子どもに対して「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに対応しています。慢性疾患や食物アレルギーがある子どもの受入れは現在ありません。あった場合はかかりつけ医からの指示に従い対応することとしています。食物アレルギー対応のマニュアルがあり、誤食防止のための対応の決まりがあります。給食は除去食あるいは代替できる食材は替えて提供することになっています。アレルギー、食物アレルギーについての研修を職員が受講しています。現在、対象者がいないため、子どもや保護者に向けての説明等は特に行っていません。

A-1-(4) 食事

A15

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
---------------------------------	---

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。
 - ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
 - イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
 - ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
 - エ 食器の材質や形などに配慮している。
 - オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
 - カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
 - キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
 - ク 子ども食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

年間食育計画があり、各年齢別の指導計画に具体的な内容を記載しています。園の運営、保育、会議、研修、行事を一覧にした「年間行事計画表」に毎月の食育に関する行事と内容も記載しています。食事は0歳児は家庭と連携し、朝食の時間を把握し、個別に昼食時間を調整しています。1、2歳児は、テーブルを配置し、一緒に食事をしています。個人の食欲や咀嚼の具合、食べられる量、苦手なもの等は職員が把握し、量を加減したり支援をしています。おかわりも自由です。コロナ禍以降、職員は一緒に食事をしていませんが、子どもの側に座り、テーブルを囲んでいます。ブレンダーを利用し、大根、キュウリ、トウモロコシ、スイカ、エダマメ等を栽培し、収穫の体験をしています。田んぼの落穂を拾い、園で育て、収穫後に脱穀し、メスティン(飯盒)で炊く体験をしました。食育の取組や日々の体験の中で、食や健康について子どもが関心を持てるようにしています。園のブログで食育の取組を紹介しています。食に関する保護者アンケートを実施し、給食日よりで内容紹介と助言等を掲載しています。

第三者評価結果

A16

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。

a

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。

- ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
- イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
- ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
- エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
- オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
- カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
- キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

衛生管理、調理業務のマニュアルがあります。献立はサイクルメニューではなく、毎日工夫したメニューで提供しています。子どもの食べる量、好き嫌い等はクラス担当職員、調理担当職員が把握しています。調理担当職員が子どもの食事の様子や状態を見えています。給食会議で話し合うほか、「給食日誌」「検食及び喫食状況調査表」があり、子どもの喫食の状況、検食時の味付け、気になる点等を毎日記録しています。献立は季節の食材を用い、行事食、郷土食を取り入れています。食材は、毎日職員が近隣のスーパーで、国産のもの、安心安全な品質のものを選んで購入しています。冷凍食品は使用しないようにしています。衛生管理、食材管理、調理手順、温度管理を徹底して行っています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
 - b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
 - c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
- ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
 - イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
 - ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
 - エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

保育の意図、目標等は入園のしおり、重要事項説明書に記載しています。全園児が個別連絡帳を利用し、日々の様子、活動内容、家庭での様子を保護者とやり取りしており、登降園時に子どものエピソードや様子を伝えあっています。現在、引き渡しは園玄関となっているため、子どもの作品や活動の内容を知らせる掲示をしています。各お便りや園のブログで子どものエピソードや活動の様子を伝え、子どもの成長と一緒に喜べるようにしています。懇談会で写真のスライドショーを行ったり、年度末に行事等をとりまとめた写真のDVD配付をしています。保護者が参加する園行事、イベント、保育参加等子どもの成長を共有できる機会となっています。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。	a
-----	------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
 - b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
 - c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。
- ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
 - イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
 - ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
 - エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
 - オ 相談内容を適切に記録している。
 - カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

保護者とは、連絡帳や送迎時の会話を通じ、日ごろからコミュニケーションをとっています。小規模園のため、全職員が全園児を把握しています。保護者には、いつでも職員に声かけしたり、相談ができることを伝えていきます。面談は、保護者の就労時間を考慮し、保護者の都合の良い時間帯を決めています。対話が大切と考え、ゆっくり落ち着いて話ができるよう、別棟の保育室を利用しています。保護者の様子や家庭の状況にも配慮しながら、対応や支援を行っています。場合により大和市担当部署、市立福田保育園等と連携する体制となっています。

第三者評価結果

A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
-----	--	---

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。
- ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
 - イ 虐待等権利侵害の可能性があると感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
 - ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
 - エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
 - オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
 - カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
 - キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

職員は担当のクラスでなくても、全ての子どもを注意深く見守っています。現在子どもは玄関での受入れのため、朝の担当になった職員は保護者に積極的に声かけし、話やすい雰囲気を作るようにしながら子どもと保護者の様子やあざ・傷・衣服の汚れ等を注意深く観察しています。2歳児クラスまでの園のため、全保護者と個別連絡帳でのやりとりがあります。やりとりの中から保護者の子育ての不安や悩みを感じ取った時は、保護者との距離感を大切にしながらも話をしてもらえるように努めています。職員に対しては、虐待防止マニュアルを整備し、園内研修やセルフチェックを行うことで子どもの虐待を含む権利侵害の理解を深めています。権利侵害で特に配慮が必要な子どもや保護者に関しては、行政、児童相談所、保健師等関係機関や関係者と積極的に関係を持ちながら、情報共有をする体制があります。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

第三者評価結果

A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）に取り組んでいない。

- ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
- イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
- ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
- エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
- オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
- カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

子どもたちが楽しくさまざまな経験をし、それを基に健やかに育つよう、指導計画は担任が作成し、各指導計画の期間ごとに評価をしています。職員は保育とのつながりを見ながら子どもの発達過程や心の育ち・意欲・興味などをよく観察し、次につなげています。園では職員個人の自己評価をとりまとめて保育所の自己評価とし、ホームページで公表しています。また、今年度は、園での勤務が長い職員が多いこと、新入職員を迎えたこと、市立福田保育園の定期的な巡回指導でのアドバイスや指摘を受けたことなどを踏まえ、今後の保育実践に生かしていくために「保育の質を高めるためのアンケート」をとり、集計結果について話し合いの機会を持っています。その集計結果や話し合いからの個々の気づきや自己啓発につなげ、保育の改善や専門性の向上につなげていこうとしています。今後のさらなる実践が望まれます。



株式会社フィールズ
〒251-0024 藤沢市鵜沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F
TEL:0466-29-9430
Mail:hyouka@fieldsshonan.jp